

だいしん『住宅リフォームローン』

大垣西濃信用金庫
(令和3年10月1日現在)

1. 商品名	だいしん『住宅リフォームローン』 ※職域サポート契約対象商品						
2. ご利用いただける方	・お申込時年齢満20歳以上満65歳以下で最終返済時満75歳以下の方 ・同一勤務先に2年以上勤務または同一事業を2年以上営業の方でかつ、安定・継続した収入が見込める方 ・自宅がご本人または同居家族の所有である方 ・リフォームローンの借換を資金使途に含まれる場合、その借換対象ローンで直近1年以内に返済遅延のない方 ・住宅ローンの借換を資金使途に含まれる場合、その借換対象ローンで返済実績が5年以上かつ直近1年以内に返済遅延のない方 ・団体信用生命保険へご加入できる方 但し、融資金額が500万円以内、かつ、融資期間が15年以内の場合は、団体信用生命保険への加入は任意(加入できない方を含む)とします。 ・(株)ジャックス(保証会社)の保証を受けられる方 ・当金庫の会員となれる方。 ①当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方。 ②当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方。 (地区内の住所地は、目次の下段に表示しておりますのでご参照ください) 上記条件①②のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資をしていただき、会員となることができます。なお、会員となっていたりなくても、ご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫の本支店までお問い合わせください。						
3. お使いみち	(1)住居の増改築(住宅設備機器および介護機器の購入)等の資金 (2)環境関連設備工事(エコキュート・太陽光発電／余剰買取契約のみ)等の資金 ※全量売電契約のものは取扱いできない。 (3)上記の(1)と(2)のリフォーム資金とリフォームローンおよび住宅ローンの借換を合わせた資金 (ただし、住宅ローンは返済実績5年以上かつ直近1年以内に返済遅延がないことが条件となります。) (4)リフォームローンの借換資金 (5)上記(1)～(3)の資金と同時に家電、家具を購入または買い替えをするための資金						
4. ご融資金額	・10万円以上1,500万円以内(1万円単位) ※団体信用生命保険に加入しない場合は、500万円以内とします。 ※自営業者の方は、ご融資金額を1,000万円以内とさせていただきます。 ※借換資金のみの場合は、残存一括償還金額(経過利息、手数料等含む)を上限とします。						
5. ご利用期間	・6ヶ月以上20年以内(1ヵ月単位) ※団体信用生命保険に加入しない場合は、15年以内とします。 ※借換資金の場合は、借換対象ローンの残存償還期間内とします。						
6. ご融資利率	・当初の融資利率は、融資期間により次のいずれかとなります。(保証料を含みます) <table border="1"> <thead> <tr> <th>融資期間</th><th>融資利率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヵ月以上10年以下</td><td>当金庫住宅ローンプライムレート+0.70%</td></tr> <tr> <td>10年超20年以内</td><td>当金庫住宅ローンプライムレート+1.70%</td></tr> </tbody> </table> ・団体信用生命保険に加入する場合は、融資利率に年0.30%上乘せとなります。 ・優遇金利項目の該当で、最大年1.10%を優遇します。 ・職域優遇「職域サポート契約」締結事業所に勤務の経営者・従業員の方0.2%優遇。	融資期間	融資利率	6ヵ月以上10年以下	当金庫住宅ローンプライムレート+0.70%	10年超20年以内	当金庫住宅ローンプライムレート+1.70%
融資期間	融資利率						
6ヵ月以上10年以下	当金庫住宅ローンプライムレート+0.70%						
10年超20年以内	当金庫住宅ローンプライムレート+1.70%						
7. ご返済方法	・毎月元利均等返済とし、ボーナス月増額返済の併用もできます。ただし、ボーナス返済部分の元金はご融資金額の30%までとします。						
8. 保証人・担保	・(株)ジャックスの保証をご利用いただきますので原則必要ありません。 ・お借入対象物件(土地、建物)の所有者・共有者は連帯保証人とさせていただきます。 ・その他、保証会社が必要と認めた場合は連帯保証人が必要となります。 ・担保は不要です。						

9. 手数料・保証料	・手数料は不要です。 ・保証料は、ご融資利率に含まれます。
10. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または次の担当部署にお申し出ください。 大垣西濃信用金庫 コンプライアンス統括部 郵便番号:503-0828 住 所:岐阜県大垣市恵比寿町1丁目1番地 ・お問い合わせ先(平日営業日のみ 9:00~17:00) フリーダイヤル:0120-167-506 携帯電話・PHSからは 0584-47-8811(通話料有料) FAX:0584-75-6105 Eメール:customer@ogakiseino-shinkinbank.jp ・受付媒体:電話、FAX、手紙、Eメール、面談等で承ります。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にコンプライアンス統括部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
11. その他	お申込に際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。 また、現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫の本支店にお問い合わせ下さい。